

債券内容説明書

令和6年12月6日現在

第71回

独立行政法人福祉医療機構債券 (ソーシャルボンド)

証券情報の部



WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY

独立行政法人福祉医療機構



1. 本債券内容説明書「証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 71 回 独立行政法人福祉医療機構債券（ソーシャルボンド）」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）（以下「機構法」という。）第 17 条に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、独立行政法人福祉医療機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された債券内容説明書「発行者情報の部 令和 5 年度決算」（以下「説明書発行者情報の部」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。説明書発行者情報の部には、当機構の経理状況、その他事業の内容に関する重要な事項を令和 6 年 12 月 2 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、説明書発行者情報の部も併せてご覧ください。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）（以下「金融商品取引法」という。）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。

本説明書証券情報の部及び説明書発行者情報の部は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業内容について既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、当機構の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定されている監査証明は受けておりませんが、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「通則法」という。）第 39 条により監事の監査のほか会計監査人の監査を受けることになっております。

なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧ください。
5. 当機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成 15 年厚生労働省令第 148 号）、その他の当機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令、独立行政法人福祉医療機構業務方法書及び独立行政法人福祉医療機構会計規程に準拠して作成されます。

また、当機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条により、当機構の成立の時ににおいて解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号ヒューリック神谷町ビル 9 階

電話番号 03(3438)0212

独立行政法人福祉医療機構 経理部資金課

目 次

第一部 証券情報	1
募集要項	2
1. 新規発行債券	2
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託.....	5
3. 本債券の発行により調達する資金の使途.....	5
 第二部 参照情報	7
1. 参照書類	8
2. 参照書類の補完情報	8
3. 参照書類を縦覧に供している場所	8

第一部 証券情報

募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第 71 回 独立行政法人福祉医療機構債券 (ソーシャルボンド)	債 券 の 総 額	金 10,000 百万円
社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替 に関する法律（平成 13 年法律 第 75 号）の規定の適用を受け るものとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 10,000 百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	令和 6 年 12 月 6 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 1.207 パーセント	払 込 期 日	令和 6 年 12 月 20 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	令和 16 年 12 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算す る。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 16 年 12 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者 に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+の信用格付を令和6年12月6日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和6年12月6日付第71回独立行政法人福祉医療機構債券（ソーシャルボンド）募集委託契約証書に定める事務を行う。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に係る事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
------------	---

摘 要	(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)の定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。
------------	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区大手町一丁目9番2号	百万円 5,500 4,500	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000円	35,580,000円	9,964,420,000円

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額9,964,420,000円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業の貸付原資に令和6年12月下旬以降順次、充当する予定です。

当機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定義するソーシャルボンド原則2021（以下「ソーシャルボンド原則」という。）に基づくソーシャルボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）により、ソーシャルボンドを発行します。本フレームワークについては、ソーシャルボンド原則に適合する旨、独立した第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から、セカンドオピニオンを取得しています。

【参考】セカンドオピニオン（発行者：株式会社格付投資情報センター）

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/socialfinance/index.html>

ソーシャルボンド・フレームワークの概要

1. 資金の使途	当機構がソーシャルボンドで調達した資金は、福祉医療貸付事業 (= ソーシャルプロジェクト) に充当され、我が国が抱える社会的課題の解決に貢献します。
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	業務運営に関する中期目標は厚生労働大臣から示され、これを達成するための中期計画及び年度計画について、厚生労働大臣の認可及び届出により決定します。なお、貸付先については、厚生労働大臣が認可する業務方法書等に基づき、判断しています。
3. 調達資金の管理	独立行政法人福祉医療機構会計規程第 4 条及び第 5 条に基づく区分経理により、ソーシャルボンドにより調達された資金は、福祉医療貸付事業に充当し区分管理します。福祉医療貸付事業は「一般勘定」として他の勘定と経理区分した上、帳簿上での管理を行い「一般勘定」における他の事業と区分します。また、年に 1 度、ソーシャルボンドの発行残高の総額が直近期末の福祉医療貸付事業における貸付金残高を上回っていないことを確認します。
4. レポーティング	ソーシャルボンドの調達資金の充当状況及びインパクト状況（適格ソーシャルプロジェクトにより実現した社会的な効果等。）については、当機構の事業報告書、業務統計またはウェブサイトで年に一回公表する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

債券内容説明書「発行者情報の部 令和5年度決算」（令和6年12月2日現在）

2. 参照書類の補完情報

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、説明書発行者情報の部の作成日（令和6年12月2日）以降、本説明書証券情報の部の作成日（令和6年12月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本説明書証券情報の部の作成日（令和6年12月6日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階）

なお、当機構ホームページにも掲載されております。

○当機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>